

参考（改正後の通知全文）
厚生労働省発社援 0315 第 9 号
平成 22 年 3 月 15 日
第一次改正、第二次改正
第三次改正、第四次改正
第五次改正、第六次改正
第七次改正、第八次改正
第九次改正、第十次改正
第十一次改正

省 略

第十二次改正
厚生労働省発社援 0126 第 6 号
令和 5 年 1 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官

社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成 21 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村又は社会福祉法人等に対して国庫補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村又は社会福祉法人等に対する周知につき配慮願いたい。

別紙

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱

第1 通 則

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、法令又は予算の定めるところに従い、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及び「厚生労働省所管補助金等交付規則」（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

第2 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金

(交付の目的)

1 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金（以下第2において「災害復旧費補助金」という。）は、「生活保護法」（昭和25年法律第144号）、「老人福祉法」（昭和38年法律第133号）、「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）、「介護保険法」（平成9年法律第123号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）等の規定に基づき、社会福祉法人等が整備した次に掲げる施設であって、暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により被害を受けた施設の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害の速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的とする。

(定 義)

2 第2において「社会福祉施設等」とは、次の表の区分ごとに掲げる大分類、中分類及び小分類の施設をいう。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に基づく保護施設	保護施設	救護施設 更生施設 授産施設 宿所提供施設	
② 次のアからエに定			

<p>める施設（以下「社会事業授産施設等」という。）</p> <p>ア 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に基づく授産施設（(1)による授産施設を除く。）</p> <p>イ 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」に基づく地域福祉センター</p> <p>ウ 社会福祉法第2条第3項第11号に基づく隣保館、生活館（アイヌ集落内に設置された建物）及び生活困窮者・ホームレス自立支援センター</p> <p>エ 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について」に基づくへき地保健福祉館</p>	<p>社会事業授産施設</p> <p>地域福祉センター</p> <p>隣保館 生活館 生活困窮者・ホームレス自立支援センター</p> <p>へき地保健福祉館</p>	<p>地域福祉センター（A型） 地域福祉センター（B型）</p>	
<p>③ 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条及び第40条に基づき厚生労働大臣の指定を受けられることのできる養成</p>	<p>介護福祉士等養成施設</p>	<p>社会福祉士養成施設 介護福祉士養成施設</p>	

施設			
<p>④ 障害者総合支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援及び同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）並びに同条第11項に規定する障害者支援施設</p>	<p>障害福祉サービス事業所（療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、及び就労継続支援事業を行うものに限る。） 障害者支援施設</p>		
<p>⑤ 障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護（以下「居宅介護」という。）、同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助及び同条第18項に規定する相談</p>	<p>居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 同行援護事業所 行動援護事業所 （以下「居宅介護事業所」という。） 短期入所事業所 就労定着支援事業所 自立生活援助事業所 共同生活援助事業所 相談支援事業所</p>		

支援を行う事業所			
<p>⑥ 身体障害者福祉法第5条第1項に基づく身体障害者社会参加支援施設、昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」に基づく盲人ホーム及び平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」に基づく市町村障害者生活支援センター（以下「身体障害者社会参加支援施設等」という。）</p>	<p>身体障害者社会参加支援施設</p> <p>盲人ホーム 市町村障害者生活支援センター</p>	<p>身体障害者福祉センター</p> <p>補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>身体障害者福祉センターA型 身体障害者福祉センターB型 身体障害者デイサービスセンター 身体障害者更生センター</p> <p>点字図書館 聴覚障害者情報提供施設</p>
<p>⑦ 障害者総合支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター</p>	<p>地域活動支援センター</p>		
<p>⑧ 障害者総合支援法第5条第28項に規定する福祉ホーム</p>	<p>福祉ホーム</p>		
<p>⑨ 児童福祉法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（同条第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等サービス）を行う事業者、第7条に規</p>	<p>児童福祉施設</p> <p>児童発達支援事</p>	<p>障害児入所施設</p> <p>児童発達支援センター</p>	<p>福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 福祉型児童発達支援センター 医療型児童発達支援センター</p>

定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」に基づく心身障害児総合通園センター	業所 放課後等デイサービス事業所 心身障害児総合通園センター		
⑩ 児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援を行う事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所 保育所等訪問支援事業所 障害児相談支援事業所		
⑪ 生活保護法第30条に基づく日常生活支援住居施設	日常生活支援住居施設		
⑫ 上記以外の施設あって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 老人福祉法（昭和38年法律第13	老人福祉施設	老人デイサービスセンター	

<p>3号) 第5条の3に基づく老人福祉施設、同法第5条の2第6項に基づく住居としての認知症高齢者グループホーム、平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」に基づく在宅複合型施設、平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」に基づく生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第28項に基づく介護老人保健施設、同法第8条第29項に基づく介護医療院、同法第8条第4項に基づく訪問看護の事業を行う事業所としての訪問看護ステーション、老人福祉法第5条の2第5項に基づく小規模多機能型居宅介護事業を行う拠点としての小規</p>	<p>認知症高齢者グループホーム 在宅複合型施設 生活支援ハウス 介護老人保健施設 介護医療院 訪問看護ステーション 小規模多機能型居宅介護事業所 夜間対応型訪問</p>	<p>老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター</p>	<p>軽費老人ホーム（A型） 軽費老人ホーム（B型） 軽費老人ホーム（ケアハウス） 都市型軽費老人ホーム 老人福祉センター（A型） 老人福祉センター（特A型） 老人福祉センター（B型） 老人福祉施設付設作業所 在宅介護支援センター</p>
---	---	---	---

<p>模多機能型居宅介護拠点、老人福祉法第5条の2第2項に基づく老人居宅介護等事業を行う事業所のうち、夜間対応型訪問介護事業を行う事業所としての夜間対応型訪問介護ステーション、平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」に基づく介護予防拠点、介護保険法第115条の46に基づく地域包括支援センター及び同法第8条第15項に基づく定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う事業所としての定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、同法第8条第23項に基づく複合型サービスを行う事業所としての看護小規模多機能型居宅介護事業所（以下「老人福祉施設等」という。）</p>	<p>介護ステーション 介護予防拠点 地域包括支援センター 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p>		
--	--	--	--

② 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		
--	-------	--	--

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

区 分	大 分 類	中 分 類	小 分 類
① 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項及び第2項に基づく婦人相談所、同法第34条第5項に基づく要保護女子を一時保護する一時保護施設、同法第36条に基づく要保護女子を収容保護するための婦人保護施設（以下「婦人保護施設等」という。）	婦人相談所 一時保護施設 婦人保護施設		
② 児童福祉法第7条に基づく児童福祉施設（助産施設、母子生活支援施設、保育所（児童福祉法第56条の8に基づく公私連携型保育所（以下「公私連携型保育所」という。）を含む。）、幼保連携型認定こども園（認定こども園法第34条に基づく公私連携幼	児童福祉施設	助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 幼保連携型認定こども園 児童厚生施設 児童養護施設 児童心理治療施設 児童自立支援	第一種助産施設 第二種助産施設

<p>保連携型認定こども園を含み、児童福祉施設としての保育を実施する部分に限る。) 、乳児院、児童厚生施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターに限る。) 、同法第12条に基づく児童相談所、同法第12条の4に基づく児童を一時保護する一時保護施設、同法第35条第10項に基づく職員養成施設、同法第6条の3第1項に基づく児童自立生活援助事業を行う事業所、同条第6項に基づく地域子育て支援拠点事業を行う事業所、同条第7項に基づく一時預かり事業所、同条第8項に基づく小規模住居型児童養育事業を行う事業所、同条第10項に基づく小規模保育事業を行う事業所、同条第12項に基づく事業所内保育事業を行う事業所、認定こども園法第3条第1項に基づく認定及び同条第11項に基づく公示を受けた幼稚園（以下「幼稚園型認定こども園とい</p>	<p>児童相談所 一時保護施設 職員養成施設 児童自立生活援助事業所 地域子育て支援拠点事業所 一時預かり事業所 小規模住居型児童養育事業所 小規模保育事業所 事業所内保育事業所 幼稚園型認定こども園（幼稚園と保育所機能部分の定員合計が20人以上の保育所機能部分（幼稚園部分と施設が一体的である場合を除く。）に限る。） 特例保育施設 利用者支援事業所 産後ケア事業を行う施設 子育て支援のための拠点施設</p>	<p>施設 児童家庭支援センター</p>
---	---	--------------------------

<p>う。)において保育を実施する部分(以下「保育所機能部分」という。)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条第1項第4号に基づく特例保育を提供する施設であって、一日当たりの平均入所児童数が6人以上であるもの(以下「特例保育施設」という。)、同法第59条第1号に基づく利用者支援事業を行う事業所、母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)による改正後の母子保健法(昭和40年法律第141号。以下「改正母子保健法」という。)第17条の2に基づく産後ケア事業を行う施設及び平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」に基づく子育て支援のための拠点施設(以下「助産施設等」という。)</p>			
<p>③ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129</p>	<p>母子・父子福祉施設</p>	<p>母子・父子福祉センター 母子・父子休養</p>	

号) 第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」に基づく母子・父子福祉施設		ホーム	
④ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に基づく母子健康包括支援センター（旧母子保健法第22条第1項に基づく母子健康センターとして平成29年3月31日以前に設置された施設であり、かつ旧同法22条第2項に規定していた機能を維持している施設に限る。）	母子健康包括支援センター		
⑤ 上記以外の施設であって、当該施設について国が当該施設の設置及び運営についての基準を定めており、かつ、厚生労働大臣が特に整備の必要を認めるもの	その他施設		

(交付の対象)

3 災害復旧費補助金は、直接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業。

(1) (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(2) 社会事業授産施設等 ア 社会事業授産施設 イ 地域福祉センター (A型、B型) ウ 隣保館 エ 生活館 オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター カ へき地保健福祉館	社会福祉法第2条第2項第7号 平成6年6月23日社援地第74号厚生省社会・援護局長通知「地域福祉センターの設置運営について」 平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」 平成14年8月29日厚生労働省発社援第0829002号厚生労働事務次官通知「隣保館の設置及び運営について」 平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針 昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健	都道府県又は指定都市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 指定都市又は中核市 指定都市又は中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市 指定都市又は中核市	1/2 1/2 1/2 1/2 1/2

	福祉館の設置及び運営について」		
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
(4) 障害者支援施設等			
ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第2項及び第3項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
ウ 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第1項第1号及び第2号並びに同条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第1項第4号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第1項第5号	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 2
(5) 身体障害者社会参加支援施設等			
ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは	1 / 2

		中核市	
イ 身体障害者福祉センター（中分類）	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ウ 盲導犬訓練施設	身体障害者福祉法第28条第1項及び第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
エ 盲人ホーム	昭和37年2月27日社発第109号厚生省社会局長通知「盲人ホームの運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
オ 市町村障害者生活支援センター	平成8年5月10日社援更第133号厚生省社会・援護局長通知「市町村障害者生活支援事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(6) 児童福祉施設等			
ア 障害児入所施設（中分類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
イ 児童発達支援センター（中分類）	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市	1/2

エ 心身障害児総合通園センター	児童福祉法第35条第2項又は第3項及び昭和54年7月11日児発第514号厚生省児童家庭局長通知「心身障害児総合通園センターの設置について」	若しくは児童相談所設置市 都道府県又は指定都市、中核市若しくはおおむね人口20万人以上の市	1/2
(7) 居宅訪問型児童発達支援事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所	児童福祉法第34条の3第1項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
(8) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
(9) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで

(2) (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 老人福祉施設等 ア 老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは	1/2

		中核市	
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
エ 軽費老人ホーム（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
オ 軽費老人ホーム（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
カ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ク 老人福祉センター（A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
ケ 老人福祉センター（特A型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3

コ 老人福祉センター（B型）	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
サ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
リ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
タ 介護老人保健施設（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第94条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
チ 介護医療院（併設される通所リハビリテーション事業実施部分を含む）	介護保険法第107条第1項（介護保険法第41条第1項、及び同法第72条第1項）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2

ツ 訪問看護ステーション	介護保険法第70条第1項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3
テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
ト 夜間対応型訪問看護ステーション	老人福祉法第14条	指定都市又は中核市	1/2
ナ 介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	指定都市又は中核市	1/2
ニ 地域包括支援センター	介護保険法第115条の4第2項	指定都市又は中核市	1/2
ヌ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	介護保険法第8条第15項	指定都市又は中核市	1/2
ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	指定都市又は中核市	1/2
(2)その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/3から1/2まで

(3) (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④国庫補助率
(1) 婦人保護施設等 ア 婦人相談所及び一時保護施設	売春防止法第34条第1項、第2項及び第5項	都道府県又は指定都市	1/2

イ 婦人保護施設	売春防止法第36条	都道府県	1/2
(2) 助産施設等			
ア 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター	児童福祉法第35条第2項、認定こども園法第12条	都道府県又は指定都市、中核市（助産施設、母子生活支援施設、保育所及び幼保連携型認定こども園に限る。）若しくは児童相談所設置市（幼保連携型認定こども園は除く。）	1/2
イ 児童厚生施設	児童福祉法第35条第2項	都道府県又は指定都市、中核市	1/3
ウ 児童相談所及び一時保護施設	児童福祉法第12条又は第12条の4	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1/2
エ 職員養成施設	児童福祉法第35条第10項	都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	1/2
オ 児童自立生活援助事業所	児童福祉法第6条の3第1項	都道府県又は指定都市若しくは児	1/2

		童相談所設置市	
カ 地域子育て支援拠点事業所	児童福祉法第34条の11第1項	指定都市又は中核市	1/2
キ 一時預かり事業所	児童福祉法第6条の3第7項	指定都市又は中核市	1/2
ク 小規模住居型児童養育事業所	児童福祉法第6条の3第8項	都道府県又は指定都市若しくは児童相談所設置市	1/2
ケ 小規模保育事業所、事業所内保育事業所	児童福祉法第34条の15第1項	指定都市又は中核市	1/2
コ 幼稚園型認定こども園	学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条（認定こども園法第3条第1項の認定又は同条第11項の公示を受けたものに限る。）	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1/2
カ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	指定都市又は中核市	1/2
シ 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第59条第1号	指定都市又は中核市	1/2
ス 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第17条の2		1/2
セ 子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	指定都市又は中核市	1/2
(3) 母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26	都道府県又は指定都市	1/3

	年 9 月 3 0 日 厚生労働省 発 雇 児 0 9 3 0 第 4 号 厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	若しくは中核市	
(4) 母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第 3 8 条及び平成 2 6 年 9 月 3 0 日 厚生労働省 発 雇 児 0 9 3 0 第 4 号 厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3
(5) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	1 / 3 から 1 / 2 まで

4 災害復旧費補助金は、間接補助事業の場合においては、次の事業を交付の対象とする。

次の表の①欄に定める施設の種類ごとに、②欄に定める設置根拠等により③欄に定める設置者が設置する施設に係る施設整備事業に対し、④欄に定める補助根拠等により⑤欄に定める補助者が行う補助。

ア (項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠等	③設置者	④補助根拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 保護施設	生活保護法第 4 0 条又は第 4 1 条	(ア) 市町村 (指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。以下本表において同じ。)	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人又は日	生活保護法第 7 4	都道府県又は指定	3 / 4	2 / 3

		本赤十字社	条第1項	都市若しくは中核市		
(2) 社会事業 授産施設等						
ア 社会事業 授産施設	社会福祉法第 2条第2項第 7号	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
イ 地域福祉 センター (A型、 B型)	平成6年6月 23日社援地 第74号厚生 省社会・援護 局長通知「地 域福祉センタ ーの設置運営 について」	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
ウ 隣保館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい て」	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
エ 生活館	平成14年8 月29日厚生 労働省発社援 第0829002号 厚生労働事務 次官通知「隣 保館の設置及 び運営につい	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

	て」					
オ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター	平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
カ ヘき地保健福祉館	昭和40年9月1日厚生省事務次官通知「へき地保健福祉館の設置及び運営について	市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
(3) 介護福祉士等養成施設	社会福祉士及び介護福祉士法第7条又は第40条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市	3/4	2/3
(4) 障害者支援施設等 ア 障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3

		公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。 以下「社会福祉法人等」という。）				
イ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第3項又は第4項	(7) 市町村 (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。）	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ウ 居宅介護	障害者総合支	(7) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

事業所、短期入所事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	援法第79条第2項	(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条第1項第9号及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
オ 福祉ホーム	障害者総合支援法第77条第3項及び第79条第2項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(5) 身体障害者社会参加支援施設等	身体障害者福祉法第28条第2項又は第3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
ア 補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設(中分類)		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
イ 身体障害者福祉センター(中分類)	身体障害者福祉法第28条第2項又は第	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉	予算措置	都道府県	3/4	2/3

類)	3項	法人		又は指定 都市若し くは中核 市		
リ 盲導犬訓 練施設	身体障害者福 祉法第28条 第2項又は第 3項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
		(ウ) 公益社団 法人、公益 財団法人、 一般社団法 人、一般財 団法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
エ 盲人ホー ム	昭和37年2 月27日社発 第109号厚 生労働省社会 局長通知「盲 人ホームの運 営について」	(ア) 市（指定 都市及び中 核市を除 き、特別区 を含む。）	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3
オ 市町村障 害者生活支 援センター	平成8年5月 10日社援更 第133号厚 生省社会・援 護局長通知 「市町村障害 者生活支援事 業の実施につ いて」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉 法人	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3/4	2/3

(6) 児童福祉施設等 ア 障害児入所施設（中分類） イ 児童発達支援センター（中分類） ウ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所（中分類）	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人	予算措置 児童福祉法第56条の2第1項	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
	児童福祉法第35条第3項又は第4項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 児童福祉法第56条の2第1項	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3
	児童福祉法第34条の3第2項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置 予算措置	都道府県 都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

び障害児 相談支援 事業所				相談所設 置市		
(8) 日常生活 支援住居 施設	生活保護法第 30条	社会福祉法人 等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
(9) その他施 設		(ア) 市町村 (イ) 社会福祉 法人又は日 本赤十字社	予算措置 等 予算措置 等	都道府県 都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2/3から 3/4まで 2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで 1/2から 2/3まで

イ (項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種類	②設置根拠 等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助 者	⑥補助率	⑦国庫補助率
(1) 老人福祉 施設等 ア 老人デイ サービスセ ンター	老人福祉法 第15条第 2項	(ア) 市町村 (指 定都市及び中 核市を除き、 特別区を含 む。以下本表 において同 じ。) (イ) 社会福祉法	老人福祉 法第24 条第2項 老人福祉	都道府 県 都道府	3 / 4 3 / 4	2 / 3 2 / 3

		人	法第24条第2項	県又は指定都市若しくは中核市		
		(ウ) 営利法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、NPO法人等（法人の種別は問わない。社会福祉法人を除く。以下「民間法人」という。） (ただし、認知症対応型デイサービスセンターに限る。)	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
イ 老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人 (ただし、虐	予算措置	都道府県又は	3 / 4	2 / 3

		待のほか、要介護者の急な疾病等に対応するための緊急ショートステイに限る。)		指定都市若しくは中核市		
ウ 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
エ 軽費老人ホーム (A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
オ 軽費老人ホーム (B型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3/4	2/3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若し	3/4	2/3

				くは中核市		
カ 軽費老人ホーム（ケアハウス）	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
キ 都市型軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	(7) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(4) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

ク 老人福祉センター (A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2 / 3	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2 / 3	1 / 2
ケ 老人福祉センター (特A型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2 / 3	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2 / 3	1 / 2
コ 老人福祉センター (B型)	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2 / 3	1 / 2
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2 / 3	1 / 2
カ 老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	2 / 3	1 / 2

		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2 / 3	1 / 2
シ 在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ス 認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都	3 / 4	2 / 3

		(ウ) 民間法人	予算措置	市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
セ 在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
リ 生活支援ハウス	平成12年9月27日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
タ 介護老人保健施設 (併設される通所リハビリテーション事業部分を含む)	介護保険法第94条1項(介護保険法第41条第1項、及び同法第72条1項)	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(エ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
チ 介護医療院(併設される通所リハビリテーション事業部分を含む)	介護保険法第107条1項(介護保険法第41条第1項、及び同法第72条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都	3 / 4	2 / 3

ツ 訪問看護 ステーション	第1項) 介護保険法 第70条第 1項	(ウ) 医療法人	予算措置	市若し くは中 核市 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
		(エ) その他厚生 労働大臣が認め た者	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
		(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	—	1 / 3
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	—	1 / 3
		(ウ) 医療法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	—	1 / 3
		(エ) 非営利法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中	—	1 / 3

テ 小規模多機能型居宅介護事業所	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	核市 都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ト 夜間対応型訪問介護ステーション	老人福祉法第14条	(ア) 市町村	老人福祉法第24条第2項	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	老人福祉法第24条第2項	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
ナ 介護予防	平成18年	(ア) 市町村	予算措置	都道府	3 / 4	2 / 3

拠点	5月29日 老発第05 29001 号厚生労働 省老健局長 通知「地域 介護・福祉 空間整備等 交付金及び 地域介護・ 福祉空間推 進交付金の 実施につい て」	(イ) 社会福祉法 人	予算措置	県 都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
ニ 地域包括 支援センタ ー	介護保険法 第115条 の46第2 項又は第3 項	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府 県又は 指定都 市若し くは中 核市	3 / 4	2 / 3
		(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	3 / 4	2 / 3
ヌ 定期巡回 ・随時対応 型訪問介護 看護事業所	介護保険法 第8条第1 5項	(ア) 市町村	予算措置	都道府 県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人	予算措置	都道府 県又は 指定都	3 / 4	2 / 3

ネ 看護小規模多機能型居宅介護事業所	介護保険法第8条第23項	(イ) 民間法人	予算措置	市若しくは中核市 都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
		(ウ) 民間法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
(2) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) 社会福祉法人又は日本赤十字社	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

ウ (項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金関係

①施設の種 類	②設置根拠 等	③設置者	④補助根 拠等	⑤補助者	⑥補助率	⑦国庫補助 率
(1) 婦人保 護施設	売春防止法 第36条	社会福祉法人	売春防止 法第39 条	都道府県	3 / 4	2 / 3
(2) 助産施 設等 ア 助産施 設、乳児 院、母子 生活支援 施設、児 童養護施 設、児童 心理治療 施設、児 童自立支 援施設及 び児童家 庭支援セ ンター	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 中核市（助 産施設及び母 子生活支援施 設を除く。） 又は市町村 （指定都市又 は中核市を除 き、特別区を 含む。以下本 表において同 じ。ただし、 本表（2）の アの（ア）、イの （ア）、カの（ア） 及びクの（ア）に ついては児童 相談所設置市 を除く。） (イ) 社会福祉法 人又は日本赤 十字社、公益 社団法人、公 益財団法人、 一般社団法人 若しくは一般 財団法人	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県 又は指定 都市、中 核市（助 産施設及 び母子生 活支援施 設に限 る。）若 しくは児 童相談所 設置市	3 / 4	2 / 3

イ 保育所	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 児童福祉法 第35条第4 項に基づき認 可を受けた者	予算措置	都道府県 又は指定 都市、中 核市若し くは児童 相談所設 置市	3 / 4	2 / 3
ウ 幼保連 携型認定 こども園	認定こども 園法第12 条	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 認定こども 園法第17条 第1項に基づ き認可を受け た者	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
エ 児童厚 生施設	児童福祉法 第35条第 3項又は第 4項	(ア) 市町村	予算措置	都道府県	2 / 3	1 / 2
		(イ) 社会福祉法 人又は公益社 団法人、公益 財団法人、一 般社団法人若 しくは一般財 団法人	児童福祉 法第56 条の2第 1項	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	2 / 3	1 / 2
オ 職員養 成施設	児童福祉法 第35条第 10項	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
カ 児童自 立生活援 助事業所	児童福祉法 第6条の3 第1項	(ア) 中核市又は 市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

		(イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3 / 4	2 / 3
キ 地域子 育て支援 拠点事業 所	児童福祉法 第34条の 11第1項	(ア) 市町村 (イ) 児童福祉法 第34条の1 1第1項に基 づく地域子育 て支援拠点事 業を実施する 法人(社会福 祉法人等)	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 児童福祉法 第34条の1 1第1項に基 づく地域子育 て支援拠点事 業を実施する 法人(社会福 祉法人等)	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ク 一時預 かり事業 所	児童福祉法 第6条の3 第7項	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは中核 市	3 / 4	2 / 3
ケ 小規模 住居型児 童養育事 業所	児童福祉法 第6条の3 第8項	(ア) 中核市又は 市町村 (イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 社会福祉法 人等	予算措置	都道府県 又は指定 都市若し くは児童 相談所設 置市	3 / 4	2 / 3
コ 小規模 保育事業 所、事業	児童福祉法 第 34条の1	(ア) 市町村 (イ) 児童福祉法	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
		(イ) 児童福祉法	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3

所内保育事業所	5 第 1 項又は第 2 項	第 3 4 条の 1 5 第 2 項に基づき認可を受けた者		又は指定都市若しくは中核市		
サ 幼稚園型認定こども園	学校教育法第 2 条（認定こども園法第 3 条第 1 項の認定を受けたものに限る。）	(ア) 市町村 (イ) 認定こども園法第 3 条第 1 項に基づき認定を受けた者（指定都市、中核市及び市町村を除く。）	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
シ 特例保育施設	子ども・子育て支援法第 3 0 条第 1 項第 4 号	市町村	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
ス 利用者支援事業所	子ども・子育て支援法第 5 9 条第 1 号	(ア) 市町村 (イ) 子ども・子育て支援法第 5 9 条第 1 号に基づく利用者支援事業を実施する法人（社会福祉法人等）	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3
セ 産後ケア事業を行う施設	改正母子保健法第 17 条の 2	(ア) 市町村 (イ) 社会福祉法人等	予算措置	都道府県	3 / 4	2 / 3
			予算措置	都道府県 又は指定都市若しくは中核市	3 / 4	2 / 3

リ子育て支援のための拠点施設	平成11年1月7日児発第14号厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設の設置について」	(ア)市町村	予算措置	市 都道府県	3/4	2/3
		(イ)社会福祉法人又は公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人（放課後児童クラブに限る。）	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	3/4	2/3
(3)母子・父子福祉センター	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発発雇児0930第4号厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	(ア)市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ)社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2
(4)母子・父子休養ホーム	母子及び父子並びに寡婦福祉法第38条及び平成26年9月30日厚生労働省発雇児0930第4号	(ア)市町村	予算措置	都道府県	2/3	1/2
		(イ)社会福祉法人又は日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般	予算措置	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3	1/2

	厚生労働事務次官通知「母子・父子福祉施設の設備及び運営について」	財団法人				
(5) 母子健康包括支援センター	母子保健法第22条	指定都市又は中核市若しくは市町村	予算措置	都道府県	2 / 3	1 / 2
(6) その他施設	別途厚生労働大臣が定める基準等	(ア) 市町村	予算措置等	都道府県	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで
		(イ) その他厚生労働大臣が認めた者	予算措置等	都道府県又は指定都市若しくは中核市	2/3から 3/4まで	1/2から 2/3まで

5 災害復旧費補助金は、災害復旧費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用（災害による地形地盤の変動によって生じた地割れ等の復旧に要する費用を除く。）
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（心身障害児総合通園センターの相談・検査部門に限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

6 災害復旧費補助金の交付額は、次により算出する。

なお、事業ごとに算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、

これを切り捨てるものとする。

(1) 直接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 3の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄に定める基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額の施設の種類の額（以下「国庫補助基本額」という。）に、3の表の④欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(2) 間接補助事業の場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、別表の第2欄に定める対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ 4の表の①欄に定める施設の種類ごとに、別表の第1欄により算出した基準額の合計額を算出する。

ウ アにより選定された額と、イにより算出した額とを比較して少ない方の額に、4の表の⑥欄に定める補助率を乗じて得た額と、施設の種類ごとに算出した都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市が補助した額の合計額とを比較していずれか少ない方の額の施設の種類の額（以下、「国庫補助基本額」という。）に、4の表の⑦欄に定める国庫補助率を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

(国の財政上の特別措置)

(3) 次の表の①欄に定める区分ごとに②欄に定める対象施設の種類の掲げる場合には、次のとおりとする。

(1) のウ中「3の表の④欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の③欄に定める国庫補助率」とし、(2)のウ中「4の表の⑥欄に定める補助率」とあるのは「(3)の表の④欄に定める県補助率」と、「4の表の⑦欄に定める国庫補助率」とあるのは「(3)の表の⑤欄に定める国庫補助率」と読み替えて適用する。

区 分	対 象 施 設 の 種 類	直接補助 の事業の 場合	間接補助事業の場合	
		国庫補助 率	県補助率	国庫補助 率

①	②	③	④	⑤
<p>ア 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第4条に規定する沖縄振興計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 更生施設 ・ 宿所提供施設 ・ 補装具製作施設 ・ 視聴覚障害者情報提供施設（中分類） ・ 乳児院 ・ 障害児入所施設（主として、知的障害のある児童を入所させるものに限る。） ・ 障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。） ・ 障害者支援施設 	2/3	5/6	4/5
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授産施設 ・ 老人デイサービスセンター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。） ・ 老人短期入所施設（養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに併せて設置されるものに限る。以下この表 	7.5/10	8.75/10	7.5/8.75

	<p>において同じ。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センター（養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（中分類）に併せて設置されるものに限る。以下この表において同じ。) ・養護老人ホーム ・特別養護老人ホーム ・助産施設 ・母子生活支援施設 ・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所 			
	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児入所施設（主として、重症心身障害児（児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。）を入所させるものに限る。） 	8/10	9/10	8/9
イ 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号）第2条に規定する	<ul style="list-style-type: none"> ・老人デイサービスセンター ・老人短期入所施設 ・在宅介護支援センター 	5.5/10	4/5	5.5/8

<p>公害防止対策事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 児童福祉施設 			
<p>ウ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条に規定する地震対策緊急整備事業計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 乳児院 ・ 障害児入所施設（中分類） ・ 児童心理治療施設 ・ 障害者支援施設（生活介護又は自立訓練を行うものに限る。） 	2/3	5/6	4/5
<p>エ 地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）第2条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救護施設 ・ 養護老人ホーム ・ 特別養護老人ホーム ・ 乳児院 ・ 障害児入所施設（中分類） ・ 児童心理治療施設 ・ 障害者支援施設（生活介護及び自立訓練を行うものに限る。） 	2/3	5/6	4/5
<p>オ 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画に基づく事業と</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園（地方公共団体が設置するもの） 	1/2から 5.5/10まで	3/4から 4/5まで	2/3から 5.5/8まで

して行う場合				
<p>カ 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 ・ 小規模保育事業所 <p>(地方公共団体が設置するもの)</p> <p>(地方公共団体以外の者が設置するもの)</p>	<p>1/2から 5.5/10まで</p>	<p>3/4から 4/5まで</p> <p>11/12</p>	<p>2/3から 5.5/8まで</p> <p>8/11</p>
<p>キ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 ・ 幼稚園型認定こども園 ・ 小規模保育事業所 <p>(地方公共団体が設置するもの)</p> <p>(地方公共団体以外の者が設置するもの)</p>	<p>1/2から 5.5/10まで</p>	<p>3/4から 4/5まで</p> <p>11/12</p>	<p>2/3から 5.5/8まで</p> <p>8/11</p>
<p>ク 奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第5条第1項に規定する奄美群島振興開発計画に基づく事業として行う場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 幼保連携型認定こども園 <p>(地方公共団体が設置するもの)</p>	<p>5.5/10</p>	<p>4/5</p>	<p>5.5/8</p>

ケ 山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定に基づく山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））	・保育所 ・幼保連携型認定こども園 ・幼稚園型認定こども園 ・小規模保育事業所	5.5/10	4/5	5.5/8
---	--	--------	-----	-------

（交付の条件）

7 災害復旧費補助金の交付の決定は、次の条件が付されるものとする。

ア 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、当該都道府県の区域を管轄する地方厚生局長（徳島県、香川県、愛媛県及び高知県にあっては四国厚生支局長、以下「地方厚生（支）局長」という。）の承認を受けなければならない。

（ア）建物の規模、構造又は用途（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

（イ）建物の設置場所の変更

（ウ）入所定員又は利用定員

イ 事業を中止し、又は廃止する場合には、地方厚生（支）局長の承認を受けなければならない。

ウ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに地方厚生（支）局長に報告してその指示を受けなければならない。

ならない。

エ 事業により取得し又は効用の増加した不動産及びその従物については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、地方厚生（支）局長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

オ 地方厚生（支）局長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

カ 事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額0円の場合を含む。）は、別紙8の様式により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに地方厚生（支）局長に報告しなければならない。

なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、地方厚生（支）局長に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に納付しなければならない。

ク この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙7の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、地方公共団体以外の者にあつては、前記の調書に替えて事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ケ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は指定都市、中核市若しくは児童相談

所設置市が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

ス 都道府県が市町村又は社会福祉法人等に対して、この間接補助金を交付する場合、若しくは、指定都市又は中核市若しくは児童相談所設置市が社会福祉法人等に対してこの間接補助金を交付する場合には、アからシまでに掲げる条件を付さなければならない。

この場合において、「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「地方厚生（支）局長」とあるのは「都道府県知事」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長」と、「国庫」とあるのは「都道府県」又は「指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市」と、「別紙８」とあるのは「別紙９」とそれぞれ読み替えるものとする。

セ スにより付した条件に基づき都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の長が承認又は指示する場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認又は指示を受けなければならない。

ソ 間接補助事業者から財産の処分による収入又は補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

タ 市町村又は社会福祉法人等がスにより付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

8 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

補助事業者は、別紙１又は２の様式による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(実績報告)

9 この補助金の事業実績報告は、次により行わなければならない。

補助事業者は、別紙３又は４の様式による報告書に関係書類を添えて、別に定める日までに地方厚生（支）局長に提出するものとする。

(その他)

10 特別の事情により６、８、９に定める算定方法及び手続きによることができない場合には、あらかじめ地方厚生（支）局長の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

なお、この補助金について、精算交付申請を行う場合には、別途指示する期日までに別紙５又は６の様式による報告書を地方厚生（支）局長に提出して行うものとする。

別表

算 定 基 準

1 基 準 額	2 対 象 経 費
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（施設の復旧と一体的に復旧されるものであって、厚生労働大臣が必要と認めた復旧を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第2の5に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
厚生労働大臣に協議して承認を得た額	社会福祉施設等の災害復旧（応急仮設施設整備に限る）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費（交付要綱第2の5に定める費用を除く。）

別紙 1

直接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別 紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 事業計画別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙（1）

申 請 額 一 覧 表

（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名）

（単位：円）

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助申請額
（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	① 小 計			
（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	② 小 計			
（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	③ 小 計			
合 計（①+②+③）				

別紙(2)

災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

自治体名 _____

施 設 種 別	設 置 者 の	対 象 経 費 の	寄 付 金 そ の 他	差 引 額	基 準 額	国 庫 補 助	国 庫 補 助 金
	総 事 業 費	実 支 出	の 収 入 額 等			基 本 額	所 要 額
	A	B (≤ A)	C	D (=A-C)	E	F	G
1 災 害 復 旧 費							
災 害 復 旧 費 計							

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
- (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
- (3) A欄～F欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
- (4) F欄には、B欄、D欄若しくはE欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
- (5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙（3）

事業計画書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区分	復旧総面積	備考
	m ²	

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
- 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 _____ m²
- (2) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (3) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (4) 建物の構造 (_____ 造)

5 整備費内訳

- (1) 主体工事費 _____ 円
- (2) 工事事務費 _____ 円
- (3) 合計 _____ 円

(注) 工事費費目別内訳書を添付すること。

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は
雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ
いて」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3
の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

別紙 2

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申 請 額 別 紙（1）のとおり
- 2 施設の種類等別紙（1）のとおり
- 3 申請額内訳別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業計画書副本（この事業計画書の記載内容及び添付書類は、別紙1の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙（1）

申 請 額 一 覧 表

（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名）

（単位：円）

	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助申請額
				災害復旧費
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	① 小 計			
(項) 介護保険制度運営推進費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	② 小 計			
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	③ 小 計			
合 計 (①+②+③)				

別紙(2)－1

(第2の4の間接補助事業の場合)

災 害 復 旧 整 備 申 請 額 内 訳

(都道府県市名)

(設置者の氏名)

(施設の名称)

施設種別	設置者の	対象経費の	寄付金その他	差引額	基準額	都道府県	都道府県	国庫補助	国庫補助金
	総事業費	実支出	の収入額等			(指定都市等)	(指定都市等)	基本額	所要額
	A 円	B (≦ A) 円	C 円	D (=A-C) 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円
1 災害復旧費									
災害復旧費計									

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑥補助率を乗じて得た額とすること。
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙3

直接補助の場合

番 年 月 日
号

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 事業実績報告書 別紙（3）のとおり
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙（1）

精 算 額 一 覧 表

（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名）

（単位：円）

NO	施設の種類	施設の名称	直接補助事業者	国庫補助精算額
（項）社会福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
① 小 計				
（項）介護保険制度運営推進費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
② 小 計				
（項）児童福祉施設整備費（目）社会福祉施設等災害復旧費補助金				
③ 小 計				
合 計（①+②+③）				

別紙(2)

災 害 復 旧 整 備 精 算 額 内 訳

自治体名 _____

施 設 種 別	設 置 者 の 総 事 業 費 A 円	対 象 経 費 の 実 支 出 (予 定) 額 B (≤ A) 円	寄 付 金 そ の 他 の 収 入 額 等 C 円	差 引 額 D (=A-C) 円	基 準 額 E 円	国 庫 補 助				差 引 過 △ 不 足 額 J (=H-G) 円	
						基 本 額 F 円	所 要 額 G 円	交 付 決 定 額 H 円	受 入 済 額 I 円		
1 災 害 復 旧 費											
災 害 復 旧 費 計											

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
(2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
(3) A欄～F欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
(4) F欄には、B欄、D欄若しくはE欄の合計のうち最も少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
(5) G欄は、F欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

事業実績報告書

1 対象施設の概要

- (1) 施設の名称及び所在地
- (2) 施設の種類
- (3) 設置主体及び経営主体

2 災害の状況

- (1) 災害の名称
- (2) 被災年月日
- (3) 被災状況

3 災害復旧事業の内容

区 分	復 旧 総 面 積	備 考
	m ²	

- 注) 1 本表は災害復旧費のうち、補助対象事業分について記入すること。
 2 備考欄には、災害の復旧部門及びその面積等を具体的に記入すること。

4 復旧施設の構造及び規模

- (1) 敷地面積 _____ m²
- (2) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収(予定)地の別)
- (3) 建物の面積 建築面積 _____ m²、延面積 _____ m²
- (4) 建物の構造 (_____ 造)

5 支出済事業費総額

- (1) 主体工事費 _____ 円
- (2) 工事事務費 _____ 円
- (3) 合 計 _____ 円

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

6 施工期間

- (1) 契約年月日
- (2) 着工年月日
- (3) 竣工年月日
- (4) 事業開始年月日

7 平成20年4月17日社援発第0417001号、老発第0417001号又は
雇児発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分につ
いて」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3
の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

8 その他参考事項

(添付書類)

- 1 請負いの場合は、工事請負契約書の写
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写
(建築基準法第7条第5項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 工事契約金額報告書(別紙①)
- 4 抵当権の設定を証明できる書類(登記簿の写し等)を添付すること。

番 年 月 日
年 月 日

都道府県知事
各 指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市長

社会福祉法人〇〇〇会
理事長 〇〇〇〇

施工業者
株式会社 △△△建設
代表取締役 △△△△

工事契約金額報告書

発注者（委託者）社会福祉法人〇〇〇会と請負者（受託者）株式会社△△△建設は◇◇◇施設建設工事に係る工事請負契約（設計監理委託契約）を次のとおり締結し施工するとともに、国庫補助金についてもこれに基づき算定したことを報告する。

	契 約 年 月 日	金 額
当初〇〇工事請負契約	令和 年 月 日	金 円
〇〇変更（追加）契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円
設計監理委託契約	令和 年 月 日	金 円
	令和 年 月 日	金 円

別紙4

間接補助の場合

番 号
年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の事業実績報告について

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る事業実績については、次の関係書類を添えて報告する。

- 1 精 算 額 別紙（1）のとおり
- 2 施 設 の 種 類 等 別紙（1）のとおり
- 3 精算額算出内訳 別紙（2）のとおり
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出決算書（見込書）抄本

別紙（1）

精 算 額 一 覧 表

（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市名）

（単位：円）

	施設の種類	施設の名称	間接補助事業者	国庫補助精算額
				災害復旧費
（項） 社会福祉施設整備費（目） 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	① 小 計			
（項） 介護保険制度運営推進費（目） 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	② 小 計			
（項） 児童福祉施設整備費（目） 社会福祉施設等災害復旧費補助金				
	③ 小 計			
合 計 (①+②+③)				

別紙(2)-1

(第2の4の間接補助事業の場合)

災 害 復 旧 整 備 精 算 額 内 訳

(都道府県市名)

(設置者の氏名)

(施設の名称)

施 設 種 別	設 置 者 の	対 象 経 費 の	寄 付 金 そ の 他	差 引 額	基 準 額	都 道 府 県	都 道 府 県	国 庫 補 助	国 庫 補 助 金	国 庫 補 助 金	国 庫 補 助 金	差 引 過
	総 事 業 費	実 支 出	の 収 入 額 等			(指 定 都 市 等)	補 助 金	基 本 額	所 要 額	交 付 決 定 額	受 入 済 額	
	A	B (≤ A)	C	D (=A-C)	E	F	G	H	I	J	K	L (=K-I)
1 災 害 復 旧 費												
災 害 復 旧 費 計												

- (注) (1) 工事請負契約等を締結する単位で作成すること。
 (2) C欄には、移行時特別積立金を含めること。
 (3) F欄には、B欄、D欄、E欄のうち最も少ない額に、4の(1)の表の⑥補助率を乗じて得た額とすること。
 (4) G欄については、都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市補助(3/4+α)相当額を計上すること。+αとは都道府県、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市の単独補助を指す。
 (5) A欄～G欄の災害復旧費計の欄については、内訳の金額の記入の有無に関係なく必ず記入すること。
 (6) H欄には、F欄及びG欄の合計のうち少ない額である欄の施設種別毎の内訳の金額を記入すること。
 (7) I欄は、H欄の金額に国庫補助率を乗じて得た額とすること。

別紙5

直接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施 設 の 種 類 等 別 紙（1）のとおり（別紙3の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精 算 額 算 出 内 訳 別 紙（2）のとおり（別紙3の別紙（2）の様式を準用）
- 4 事 業 実 績 報 告 書 別 紙（3）のとおり（別紙3の別紙（3）の様式を準用）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予
算書（見込書）抄本

別紙6

間接補助の場合

番 年 月 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金
交付申請並びに事業実績報告について

標記について、次により国庫補助金を精算交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 精 算 額 別 紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 2 施 設 の 種 類 等 別 紙（1）のとおり（別紙4の別紙（1）の様式を準用）
- 3 精算額算出内訳別紙（2）のとおり（別紙4の別紙（2）の様式を準用）
- 4 設置主体から都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）へ提出された事業実績報告書副本（この事業実績報告書の記載内容及び添付書類は、別紙3の別紙（3）の様式を準用すること。）
- 5 都道府県（指定都市、中核市及び児童相談所設置市）及び設置主体の歳入歳出予算書（見込書）抄本

別紙7

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金調書

令和 年度 厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地方公共団体									備考	
歳出予算科目	交付決定の額 円	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額 円	収入済額 円	科目	予算現額 円	うち国庫補助金相当額 円	支出済額 円	うち国庫補助金相当額 円	翌年度繰越額 円		うち国庫補助金相当額 円
(項) 社会福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 介護保険制度運営推進 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													
(項) 児童福祉施設整備費 (目) 社会福祉施設等災害復旧費補助金													

(作成要領)

- 「国」の「交付決定の額」は、交付決定通知書の補助金の額の区分に応じて、記入すること。
- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出については、前記1の額に対応する目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目の内訳として記入すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予算費支出額、流用増減額等の区分を明らかにすること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記入すること。
- 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行なわれた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この公共団体の歳入の科目に「前年度繰越額」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書（ ）をもって附記すること。

番 年 月 号 日

〇〇厚生（支）局長 殿

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費
国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり
報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要国庫補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類
3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書
類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確
認できる資料）

番 年 月 号
年 月 日

都 道 府 県 知 事
指 定 都 市 の 長 殿
中 核 市 の 長
児 童 相 談 所 設 置 市 の 長

補助事業者名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日第 号で交付決定を受けた令和 年度社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
第15条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入
控除税額（要補助金等返還相当額）
金 _____ 円
- 4 添付書類

3の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算内訳を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）